

竹原市における地域公共交通会議及び法定協議会の運営について

R5. 12. 15 企画政策課

1 趣旨

法令に規定されている市町が主体となる地域公共交通に関する協議組織は、道路運送法に基づく「地域公共交通会議」と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「活性化再生法」という。）に基づく「法定協議会」がある。

これらの協議組織は、法令上の枠組みが異なるものの、地域住民・利用者、公共交通事業者、地方公共団体等の協働により地域の実情に即した公共交通を確保することを目的としており、地域公共交通会議を法定協議会として位置付けることができるとされている。

令和2年11月の活性化再生法の改正に伴い、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わる、新たな法定計画として地域公共交通計画の作成が努力義務化され、かつ、令和2年3月に策定した竹原市地域公共交通網形成計画が令和6年度をもって計画期間終了を迎え、次期計画については活性化再生法に基づく法定計画とする予定であることから、竹原市地域公共交通会議を法定協議会として位置付け、会議の運営に必要な事項を定める。

2 変更点等

法定協議会として位置付けるにあたり、竹原市地域公共交通会議規約等を新たに制定し、必要な事項を定める。

(1) 新たに制定する規約等

- ア 【資料1-2】竹原市地域公共交通会議規約（以下、「規約」）
- イ 【資料1-3】竹原市地域公共交通会議財務規程（以下、「財務規程」）
- ウ 【資料1-4】竹原市地域公共交通会議事務局規程（以下、「事務局規程」）
- エ 【資料1-5】竹原市地域公共交通会議委員等の費用弁償等に関する規程（以下、「費用弁償に関する規定」）

(2) 主な内容

ア 業務（規約第3条）

交通会議と法定協議会の両方の目的を達成するため、業務を次のとおりとする。（1号から3号は法定協議会に係る内容、4号及び5号は地域公共交通会議に係る内容、6号は共通事項）

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画及び交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。
- (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

イ 事務局（規約第12条、事務局規程）

地域公共交通会議では、事業実施や会計を管理することから、事務局を竹原市総務企画部企画政策課に置く。詳細の内容については、事務局規程により定める。

ウ 経費の負担、財務に関する事項（規約第13条及び第15条、財務規程）

交通会議が実施する事業に要する経費は負担金及びその他の収入をもって充てることとし、予算編成、その他財務に関する詳細の内容については、財務規程により定める。

エ 監査（規約第14条）

法定協議会は、協議会として、事業を実施することができるため、独自会計により会計処理を行うことから、役員に監査委員を2名追加する。

オ 費用弁償等（規約第16条、費用弁償に関する規定）

委員等は、職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができ、詳細の内容については、費用弁償に関する規定により定める。